

官民人材交流センター求人・求職者情報提供事業利用(所属等変更)申込書 (別紙様式1)
 (● 新規 ○ 変更)

変更	1 氏名等	申込年月日※	年	月	日	求職者ID(変更時のみ記入)	
		フリガナ※ 求職者氏名※				性別※	生年月日※ 年 月 日 申込時点満年齢 () 歳
2 連絡先等	現住所※	(全角)					
	E-mail※						
	日中連絡の取れる電話番号①※		電話②				
3 所属等	所属府省等名※		出向中※		出向元府省名※1		
	所属部署名※					所属機関区分※	
	官職名※		官職クラス※(注)		管理職経験の有無※		
	在職・離職の別※	(離職者の場合)	離職日※1		年 月 日		
	(在職者の場合)	離職予定の区分※1		(区分①又は②の場合) 離職予定時期※1		年 月 頃	
	所属府省・復帰予定省庁以外で勤務したことのある府省等(自肅対象該当確認のために使用)※1			年まで		年まで	
				年まで		年まで	
私は本事業実施要領1(1)イ①～⑤(注)に定める者に該当しません。※							<input type="checkbox"/>
本事業利用規約に同意します。※							<input type="checkbox"/>

- ※が付いている項目は必須入力項目です。※1が付いている項目は場合に応じて必須項目です。
- 下線が引かれている項目は求人企業等に公開される項目です。但し、年齢は公開ごとに更新されます。
- 登録情報を変更したい場合、本様式タイトルの下にある「変更」のボタンにチェックをし、変更箇所を上書きして、当該変更箇所左のチェックボックスにチェック☑をしてください。なお、他の既入力情報を消去する必要はありません。

内閣府官民人材交流センター総務課長 殿

上記の者から官民人材交流センター求人・求職者情報提供事業の利用希望(・変更)の申出があり、利用者として適切と認められるので、申込みます。

	年	月	日
担当係名	発出府省名		
担当者	発出者(人事担当課長)役職名		
	連絡先	電話	
		E-mail	
行政執行法人の役員として在職している現役出向中の者である場合の特例におけるその他の者への該当(注)			

入力例

▼ ←このマークがついている項目はリストから選択する項目

変更の際にもこの様式を使用します。登録した情報を変更する場合は「変更」にチェック

住所・連絡先の変更の場合は、この様式ではなく様式3を求職者本人が直接センターに送付することにより、変更を行ってください

変更	申込年月日※	2019	年	1	月	22	日	求職者ID(変更時のみ記入)				
1氏名等	フリガナ※	カンミン	センタ	性別※	男	生年月日※	1960	年	12	月	31	日
	求職者氏名※	官民	千太			申込時点満年齢()						歳
2連絡先等	現住所※	〒 XXX - XXXX ○○県○○市○○1-1-1 コーポ△△ 302号室										
	E-mail※	kanminsenta@xxx.xx.jp										
	日中連絡の取れる電話番号①※	0909999xxxx		電話②	xxxxxxxxxxxxx							
3	所属府省等名※	▼ 内閣府		出向中※	▼ 該当		出向元府省名※1	▼ 総務省				
	所属部署名※	○○局 ○○課		所属機関区分※	▼ 本府省等							
	官職名※	○○課長		官職クラス(注)※	▼ 課長相当		管理職経験の有無※	▼ 有				
所属等	在職・離職の別※	▼ 在職		離職日※1			年	月	日			
	離職予定の区分※1	▼ ②定年・期間満了以外		離職予定時期※1	2019年12月頃							
	所属府省・復帰予定省庁以外で勤務したことがある府省等(自肅対象該当確認のために使用)※1			年まで			年まで					
	私は本事業実施要領1(1)イ①~⑤(注)に定める者に該当しません。 ※											
	本事業利用規約に同意します。 ※											

「申込時点満年齢」自動計算。入力不要

「E-mail」私用(職場以外)のメールアドレスを入力

「日中連絡の取れる電話番号」携帯を持っている方は携帯番号を入力してください(職場の電話番号は不可)

「所属府省等名」「所属部署名」「所属機関区分」「官職名」「官職クラス」等について、離職者の場合は離職時のものを入力

「所属機関区分」独立行政法人等所属の方で、本部的機能を有する部署に所属の方は「本府省等」を選択、その他の部署に所属の方は実情に応じて選択肢の中で一番適当と思われるものを選択

「出向元府省名」は「出向中」が「該当」の場合は必須入力

「管理職経験の有無」国家公務員法第106条の24に基づく再就職の届出が必要な「管理職(行(一)7級Ⅱ種相当以上)であった者」に該当する者は「有」 「有」の方は再就職後に氏名や再就職先の名称等が公表対象となります

「(離職者の場合) 離職日」は「在職・離職の別」で「離職」を選択した場合必須入力。

「離職予定の区分」は「在職・離職の別」で「在職」を選択した場合必須入力。
①定年・再任用期間満了(により退職予定)
②定年・期間満了以外(の理由で退職予定)
③離職時期未定から選択(定年時期が遠いなどでまだ時期の公開を希望しない場合は③を選択)

登録した情報を変更する場合は、変更箇所には

「官職クラス」は所属機関区分別の対応表を参考に相当クラスを選択

実施要領(注)及び利用規約をよく確認の上、チェックをしてください。チェックがない場合は事業を利用できません

「所属府省等名」で「その他」を選択した方(行政執行法人以外の独立行政法人等に現役出向中の方)は、「所属部署名」は所属法人(団体)名から記載

「所属府省等名」で選択肢にはない各府省の外局等(○○庁、○○委員会等)所属の方は、「所属府省等名」では外局等が設置されている省庁を選択、「所属部署名」では外局等名から記載

「所属府省・出向元府省以外で勤務したことがある府省等」・直近4つまで入力

利用規約の内容は、別途「官民人材交流センター求人・求職者情報提供事業利用規約」を確認してください

利用申込者が、行政執行法人の役員として現役出向している職員であり、かつ、「行政執行法人の役員として在職している現役出向中の方である場合の特例(注)におけるその他の者に該当する場合は「該当」を選択してください。

(注)官職クラス について
 下記の表を参考に、現所属機関の区分別の相当クラスを選択してください。

本府省での相当クラス	ブロック機関での相当クラス	府県単位機関での相当クラス	地方出先機関
幹部	機関の長	機関の長	
課長			
室長	部長		
課長補佐	課長	課長	機関の長
	課長補佐	課長補佐	課長
係長	係長	係長	係長
		係長	
主任・係員	主任・係員	主任・係員	主任・係員

(注)官民人材交流センター 求人・求職情報提供事業実施要領1(1)イ①～⑤
 イ 以下に掲げる者は本事業を利用できない。
 ① 非常勤職員(再任用短時間職員を除く。)、臨時的職員、条件付採用期間中の職員(再任用職員を除く。)及び非常勤隊員等(自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第87条の35に規定する非常勤隊員等をいう。)
 ② 特定地方警務官(警察法(昭和29年法律第162号)第56条の2第1項に規定する特定地方警務官をいう。)
 ③ 懲戒免職の処分を受けた者
 ④ 現に懲戒処分を受けている者(故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を受けている者を除く。)
 ⑤ 離職した日以降に再就職をしたことがある離職者(ただし、日々雇い入れられる者又は4か月以内の期間を定めて使用される者として雇用された場合(4か月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く。)及び本事業を利用して再就職したものの当該再就職先の倒産、事業の縮小若しくは廃止、又は解雇(自己の責めに帰すべき重大な理由によるものを除く。)その他の理由により予期し得ず離職を余儀なくされた場合を除く。)

(注)行政執行法人の役員として在職している現役出向中の者である場合の特例におけるその他の者への該当
 官民人材交流センター求人・求職者情報提供事業の利用者・利用方法の特例について(平成30年12月19日副センター長決定)
 「任期満了時点で国に復帰した場合に直ちに早期退職募集制度に応募して退職することが確実である、又は出向後のやむを得ない事情の変化等により、出身府省の人事当局が当該法人と調整の上、任期途中に復帰させ、早期退職募集制度に応募して退職することが確実であるとして任命権者が認める者に限り、求人・求職者情報提供事業を利用できるものとし、その他の者については、求人・求職者情報提供事業のうち、求人情報の閲覧のみ利用できるものとする。」